

目次

第1部 民事訴訟手続の一般知識

第1章 ラオスにおける民事訴訟手続の発展・変化

1. 民事訴訟手続の意味
2. 1975年以降の民事訴訟手続
 - 2.1. 民事訴訟法誕生以前の民事的争点の解決
 - 2.2. 訴訟手続の組織
 - 2.3. 訴訟手続の審級
3. 1990年施行の民事訴訟法に基づく民事訴訟手続
 - 3.1. 民事事件の審理における裁判所の組織制度及び権限
 - 3.2. 民事訴訟手続の原則
 - 3.3. 訴訟手続の審級
 - 3.3.1. 通常審理
 - 3.3.2. 特別審理
4. 2004年改正民事訴訟法に基づく民事訴訟
 - 4.1. 民事訴訟法の改正理由
 - 4.2. 民事訴訟手続における裁判所の組織制度及び権限
 - 4.3. 訴訟手続の原則
 - 4.4. 事件審決の審級
5. 2012年改正民事訴訟法に基づく民事訴訟手続
 - 5.1. 改正理由
 - 5.2. 民事事件審理における裁判所の組織制度及び権限
 - 5.3. 民事訴訟手続の原則
 - 5.4. 事件審決の審級

6. 民事訴訟法及びその他の法律

第2章 民事訴訟手続の基本原則

1. 民事訴訟手続の基本原則の定義
2. 民事訴訟手続の基本原則の重要性
3. 民事訴訟手続の基本原則
 - 3.1. 事件審理における裁判所の権限及び義務
 - 3.1.1. 定義
 - 3.1.2. 理由
 - 3.1.3. 利用
 - 3.2. 法律及び法廷での訴訟当事者の平等
 - 3.2.1. 定義
 - 3.2.2. 理由
 - 3.2.3. 利用
 - 3.3. 答弁及び口頭弁論
 - 3.3.1. 定義
 - 3.3.2. 理由
 - 3.3.3. 利用
 - 3.4. 合議体による事件の審理
 - 3.4.1. 定義
 - 3.4.2. 理由
 - 3.4.3. 利用
 - 3.5. 裁判官の独立性
 - 3.5.1. 定義
 - 3.5.2. 理由

3.5.3. 利用

3.6. 訴訟手続で使用される言語

3.6.1. 定義

3.6.2. 理由

3.6.3. 利用

3.7. 公判における事件の審理

3.7.1. 定義

3.7.2. 理由

3.7.3. 利用

3.8. 同一事件の再審理の禁止

3.8.1. 定義

3.8.2. 理由

3.8.3. 利用

3.9. 包括的、徹底的及び客観的な訴訟手続

3.9.1. 定義

3.9.2. 理由

3.9.3. 利用

3.10. 和解

3.10.1. 定義

3.10.2. 理由

3.10.3. 利用

3.11. 回避又は忌避申立

3.11.1. 定義

3.11.2. 理由

3.11.3. 利用

3.12. 請求又は申立の審理範囲

3.12.1. 定義

3.12.2. 理由

3.12.3. 利用

第3章 民事訴訟手続の参加者

1. 民事訴訟手続の参加者の定義

2. 民事訴訟手続の参加者の重要性

3. 民事訴訟手続の参加者

3.1. 民事事件の当事者

3.1.1. 定義

3.1.2. 民事事件の訴訟当事者になるための条件

3.1.3. 民事訴訟当事者の権利及び義務

3.2. 民事事件の第三者

3.2.1. 定義

3.2.2. 条件

3.2.3. 第三者の権利と義務

3.3. 代理人

3.3.1. 定義

3.3.2. 条件

3.3.3. 代理人の権利及び義務

3.4. 訴訟承継

3.4.1. 定義

3.4.2. 条件

3.4.3. 訴訟承継者の権利及び義務

3.5. 証人

3.5.1. 定義

3.5.2. 条件

3.5.3. 証人の権利及び義務

3.6. 鑑定人

3.6.1. 定義

3.6.2. 条件

3.6.3. 鑑定人の権利及び義務

3.7. 通訳人

3.7.1. 定義

3.7.2. 条件

3.7.3. 通訳人の権利及び義務

4. 人民検察官の訴訟手続への参加

第4章 予納金及び裁判費用

1. 予納金

1.1. 定義

1.2. 各審級裁判所の予納金徴収規則

1.3. 予納金の使途

1.4. 予納金の管理及び監査

1.4.1. 予納金の管理

1.4.2. 予納金の監査

2. 裁判費用

2.1. 裁判費用の定義

- 2.2. 裁判費用の重要性
- 2.3. 裁判費用の原則
- 2.4. 裁判費用の構成要素・構成内容
 - 2.4.1. 国税
 - 2.4.2. 訴訟手続に関わる費用
 - 2.4.3. 訴訟参加者に支払う費用
 - 2.4.4. 書類関係及び書類複製に関わる費用
- 2.5. 各審級裁判所の裁判費用徴収方法
- 2.6. 裁判費用の管理、使用及び調査
 - 2.6.1. 裁判費用の管理
 - 2.6.2. 裁判費用の使用
 - 2.6.3. 裁判費用の調査
- 2.7. 予納金及び裁判費用の納付に関する裁判所の決定
 - 2.7.1. 国税の納付
 - 2.7.2. 訴訟手続に関わる費用の責任者
 - 2.7.3. 裁判所の判決執行にかかる費用

Coffee Break...1 ラオス人民民主共和国と日本の裁判所組織制度の比較

Coffee Break...2 日本の司法修習制度（裁判官、検察官、弁護士）

Coffee Break...3 地方における法律サービスの水準維持はどうしたら良いのか？

第2部 第一審裁判所における通常訴訟手続

第1章 請求、答弁、召喚及び裁判所の権限

- 1. 請求の定義
- 2. 請求の重要性及び裁判所への訴えの権利

- 2.1. 請求の重要性
- 2.2. 裁判所への訴えの権利
3. 訴状の構成要素
 - 3.1. 訴状の内容
 - 3.2. 請求目的
 - 3.3. 訴状の添付文書
4. 訴状の提出
 - 4.1. 自身による訴状提出
 - 4.2. 代理人による訴状提出
 - 4.2.1. 法廷代理人による訴状提出
 - 4.2.2. 任意代理人による訴状提出
 - 4.3. 訴状の共同提出
5. 訴状の受理及び審理
 - 5.1. 訴状の審査
 - 5.1.1. 裁判所の管轄権の有無の審査
 - 5.1.2. 訴状の正確性の審査
 - 5.1.3. 事件が調停手続を経ているかどうかの確認
 - 5.2. 訴状の不受理却下又は受理
 - 5.2.1. 訴えの不受理却下／訴状の却下
 - 5.2.2. 訴状の受理及び審理
 - 5.3. 請求に関する被請求者への通知
 - 5.3.1. 召喚状発行による通知
6. 答弁及び反訴
 - 6.1. 答弁書の定義、必要性及び答弁期間

- 6.1.1. 答弁書の定義
- 6.1.2. 答弁書の必要性
- 6.1.3. 答弁期間
- 6.2. 反訴状の定義及び必要性
 - 6.2.1. 反訴状の定義
 - 6.2.2. 反訴状の必要性
- 6.3. 請求又は反訴の認諾又は取り下げ
 - 6.3.1. 請求又は反訴の認諾
 - 6.3.2. 請求又は反訴の取り下げ
- 7. 召喚状
 - 7.1. 召喚状の定義及び重要性
 - 7.2. 召喚状の発行の決定
 - 7.3. 召喚状の内容
 - 7.4. 召喚状の送達
 - 7.5. 召喚状発行の効力
 - 7.5.1. 調書の作成以前に発生する効力
 - 7.5.2. 調書の作成以後に発生する効力
 - 7.6. 訴訟当事者が召喚状に従い裁判所に出頭した場合
- 8. 民事訴訟手続におけるラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度
 - 8.1. ラオス人民民主共和国の人民裁判所の組織制度
 - 8.2. 各審級裁判所の権限
 - 8.2.1. 最高人民裁判所
 - 8.2.2. 地域人民裁判所
 - 8.2.3. 県人民裁判所、首都人民裁判所

- 8.2.4. 地区人民裁判所
- 8.2.5. 軍裁判所
- 8.3. 各裁判官合議体の権限
 - 8.3.1. 民事裁判官室の権限
 - 8.3.2. 労働事件担当裁判官室の権限
 - 8.3.3. 商事事件担当裁判官室の権限
 - 8.3.4. 家庭事件担当裁判官室の権限
 - 8.3.5. 少年事件担当裁判官室の権限
- 8.4. 土地管轄

第2章 裁判所による措置

- 1. 裁判所による措置の定義
- 2. 裁判所による措置の重要性
- 3. 裁判所による措置の定義
 - 3.1. 民事保全手続
 - 3.1.1. 資産の押収
 - 3.1.2. 資産の差押え
 - 3.1.3. 訴訟当事者による事件に関連する何らかの活動又は行為の禁止
 - 3.1.4. 訴訟当事者による何らかの関係の締結の禁止
 - 3.1.5. 訴訟当事者の移動範囲の制限
 - 3.1.6. 勾引令状
 - 3.1.7. その他の民事保全手続の発行
 - 3.2. 緊急的且つ一時的な措置
 - 3.2.1. 緊急的且つ一時的な措置
 - 3.2.2. 精神障害者に対する措置

- 3.2.3. 解散した法人に対する裁判所の措置
- 3.2.4. 配偶者に対する裁判所の措置の適用
- 3.2.5. 少年に対する裁判所による措置の適用
- 4. 民事保全手続に対する控訴、上告又は不服申立
- 5. 措置の執行命令の効力
- 6. 民事保全手続の執行

第3章 訴訟事件の検討

- 1. 訴訟事件の検討の定義
- 2. 訴訟事件の検討の重要性
- 3. 事件の検討方法
 - 3.1. 事件の検討人及び検討人の忌避
 - 3.2. 訴訟事件の検討
 - 3.2.1. 事件の事実認定
 - 3.2.2. 争点の認定
 - 3.2.3. 証拠の特定
 - 3.2.4. 証拠の確認
 - 3.3. 訴訟事件の検討への訴訟当事者の関与
 - 3.4. 訴訟事件の検討結果の要約
 - 3.5. 裁判官合議体による最初の検討結果に対する審理
 - 3.5.1 証拠が揃っている場合
 - 3.5.2. 証拠が揃っていない場合
 - 3.5.3. 事件の却下終結
- 4. 訴訟当事者の調停
 - 4.1. 調停の記録書

4.2. 調停結果の実行命令

第4章 証拠

1. 証拠の定義

2. 証拠の重要性

3. 証拠の入手元

4. 証拠の種類

4.1. 物証

4.2. 書証

4.3. 人証

5. 情報・証拠の提出及び収集

5.1. 情報・証拠の提出及び収集方法

5.1.1. 訴訟当事者による証拠の提出

A. 証拠の提出及び受け渡し

B. 裁判所への何かしらの行動の要請

C. 証拠に関する異議申立

5.2. 裁判所の証拠の収集方法

A. 関係者を召喚しての証言聴取

B. 争点の出張調査

C. 専門家を選任しての鑑定

D. 関連する証拠についての説明、確認又は提供の関係部門への要請

E. 他の裁判所に証拠の収集及び調査を委ねる

6. 証拠審理の規則

7. 証拠の調査及び選択

8. 証拠の保護

9. 証拠の評価

10. 証拠の採用

第5章 公判手続

1. 公判手続の定義

2. 公判手続の重要性

3. 公判手続の段階

3.1. 公判開始

3.1.1. 公判開始前の準備

3.1.2. 公判開始

3.1.3. 裁判官合議体、裁判所書記官、人民検察官、専門家及び通訳の忌避

3.1.4. 公判参加者の権利及び義務の告知

3.2. 公判における事件審理

3.2.1. 裁判官合議体の事件概要の報告

3.2.2. 公判における訴訟事件の調停

3.2.3. 公判における事件審理の開始

3.3. 公判における口頭弁論

3.3.1. 口頭弁論の順番

3.3.2. 口頭弁論の範囲

3.3.3. 訴訟当事者の最終の意見の提示

3.4. 人民検察官の意見陳述

3.5. 密室での評議

4. 判決の言い渡し

5. 事件審理の継続不可能

5.1. 事件審理の延期

5.2. 事件の審理手続の中止

6. 公判記録

第6章 裁判所の判決

1. 判決の定義

2. 判決の重要性

3. 裁判所の判決の効力

4. 裁判所の判決の内容

4.1. 紹介部分

4.2. 内容部分

4.3. 結論部分

4.4. 判決部分

5. 判決の種類

5.1. 請求又は反訴の棄却

5.2. 請求又は反訴の認容認諾

6. 判決の言い渡し後の手続

6.1. 判決文の編集及び公示

6.2. 訴訟当事者への判決の告知

6.3. 判決がまだ確定していない場合

6.4. 判決が確定した場合

Coffee break...4 日本とラオスの民事訴訟手続の形式に関する比較

第3部 第一審裁判所における特別訴訟手続

第1章 非訟事件の申立の審理に関する一般的知識

1. 非訟事件の申立の定義

2. 非訟事件の申立の重要性

3. 非訟事件の申立の種類
4. 非訟事件の申立の一般的原則（規則）
 - 4.1. 非訟事件の申立の審理範囲
 - 4.2. 非訟事件の申立
 - 4.3. 非訟事件の申立の事件手続の参加者
 - 4.4. 公判における非訟事件の申立の審理
5. 非訟事件の申立に対する決定
 - 5.1. 非訟事件の申立に関する判決に対する控訴申立及び異議の申立
6. 非訟事件の申立と請求の違い

第2章 非訟事件の申立の審理

1. 非訟事件の申立を受理し審理する条件
2. 非訟事件の申立の審理
 - 2.1. 非訟事件の申立の受理及び審理
 - 2.2. 調書の作成
 - 2.3. 訴訟事件の審査
 - 2.4. 公判手続
 - 2.4.1. 事件に関する尋問
 - 2.4.2. 判決を下すこと
3. 控訴又は異議申立
4. 非訟事件の申立の審理の効果・影響

第3章 行為無能力者であることの承認

1. ある特定の者を行為無能力者であると承認することの定義
2. ある特定の者を行為無能力者であると承認することの重要性
3. ある特定の者を行為無能力者であると承認するよう求める申立書を裁判所

に受理、審理させる条件

4. ある特定の者を行為無能力者であると審理すること

4.1. 申立書

4.2. 申立書の調査

4.3. 事件の検討

4.4. 公判における事件の審理

4.5. 判決を下すこと

5. ある特定の者を行為無能力者であると承認する判決の効果

6. 行為無能力者として承認する判決を下された者が通常の状態に戻った場合の
の手續

第4章 失踪者又は死亡者であることの宣告

1. 失踪者又は志望者であることの宣告の定義

2. 重要性

3. 条件

3.1. 申立書

3.2. ある特定の者が失踪者であると宣告するための申立書

3.3. ある特定の者が死亡者であると宣告するための申立書

4. 失踪者又は死亡者であることの宣告を申し立てる事件の審理

4.1. 申立書の調査

4.2. 事件の検討

4.3. 情報・証拠の収集

4.4. 公判における事件の審理

4.5. 判決を下すこと

5. 失踪者又は死亡者であることを宣告する判決の効果

6. 失踪者又は死亡者であると宣告する判決が下された後に当該人物がまだ存命である場合の手続

第5章 土地登記簿の紛失を確認する審理

1. 土地登記簿の紛失を確認する審理の定義
2. 土地登記簿紛失の確認を行う審理の重要性
3. 土地登記簿紛失を確認するための裁判所への申立の条件
4. 裁判所による土地登記簿の紛失確認を求める申立を行う手順
 - 4.1. 土地管理当局への提示
 - 4.2. 土地管理の担当機関による調査
 - 4.3. 土地登記簿の紛失を確認する審決を裁判所に求めるための提案
5. 土地登記簿紛失の確認に関する裁判所の審理
 - 5.1. 提案又は申立の調査
 - 5.2. 土地登記簿の紛失確認を行う審決検討の手順
 - 5.2.1. 土地の使用権利者の保証
 - 5.2.2. 土地登記簿紛失の調査
 - 5.2.3. 土地登記簿紛失に関する通知
 - 5.3. 土地登記簿紛失に関する審決
 - 5.4. 土地登記簿の紛失を確認する判決の効力
6. 土地登記簿謄本の再発行
7. 効果

第6章 被告が逃亡した場合の訴訟手続

1. 被告が逃亡した場合の訴訟手続の定義
2. 重要性
3. 被告が逃亡した場合に申立を受理し審理する条件

- 3.1. 被告が理由不明のまま逃亡した訴訟事件であること
- 3.2. 被告の参加なしで訴訟事件に審決を下すように裁判所に求める原告からの申立があること
4. 債務者が逃亡した場合に裁判所へ判決を下すよう求める申立の訴訟の種類
5. 訴訟事件の審理手順
 - 5.1. 申立書の調査
 - 5.2. 召喚状の発行
 - 5.3. 訴訟事件の審決
6. 判決の言い渡し後の手続
 - 6.1. 判決の通知
 - 6.2. 判決に対する控訴又は異議申立
 - 6.3. 裁判所の再審理
7. 被告が逃亡した場合における申立の効果

第4部 再審

第1章 再審申立に関する一般的知識

1. 訴訟事件の再審の定義
2. 訴訟事件の再審の重要性及び必要性
 - 2.1. 訴訟事件の再審の重要性
 - 2.2. 再審の必要性
3. 訴訟事件の再審申立の条件
 - 3.1. 時間的制約の条件
 - 3.1.1. 通常条件
 - 3.1.2. 特別条件
 - 3.2. 情報・証拠面の条件

4. 再審を行わない問題
5. 再審申立の権利を有する者
 - 5.1. 訴訟当事者
 - 5.2. 第三者
 - 5.3. 訴訟手続に参加していない個人

第2章 再審申立に対する管轄権を有する機関による審理

1. 最高人民検察院による審理
 - 1.1. 再審の申立書を受理する段階
 - 1.2. 再審の申立書を検討する段階
 - 1.2.1. 専門家会議
 - 1.2.2. 裁判所の判決執行の中断要請
 - 1.3. 人民検察委員会の決定
 - 1.3.1. 再審棄却の決定
 - 1.3.2. 再審の要請
2. 最高人民裁判所による審理
 - 2.1. 再審要請の検討の手順
 - 2.2. 公判開始
 - 2.3. 最高人民裁判所の決定
 - 2.3.1. 再審棄却の決定
 - 2.3.2. 再審の決定
3. 訴訟事件の再審の効果

Coffee break...5 訴訟事件の再審手続の役目